

平成 25 年度 第 1 回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 平成 25 年 9 月 2 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分
○ 場 所 石狩市役所 5 階 第一委員会室
○ 案 件 会長、副会長の選任について
これまでの審議経過について
その他

○ 出席者

石狩市環境審議会

会 長	乗木 新一郎	副会長	菅澤 紀生
委 員	中村 武史	委 員	長谷川 司
〃	近藤 哲也	〃	鈴木 美智子
〃	高橋 英明	〃	酒井 敏一
〃	長谷川 理	〃	尾形 優子
〃	長谷部 清		

事務局

環 境 室 長	三国 義達	環 境 課 長	藤岡 修一
環境担当主査	宮原 和智	環境担当主査	内藤 華子
環境担当主事	藤 彰矩		

関係説明員

低炭素社会推進・新エネルギー対策担当参事 鍋谷 英幸

- 傍聴者数 2 名

○ 議事内容

事務局 藤 岡

本日は、大変お忙しい中、石狩市環境審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。

当、環境会議の事務局を勤めます、環境課長の藤岡と申します。よろしく願いいたします。

年度は、審議会委員の改選に年に当っており、委員構成につきましては、2 ページの「委員名簿」に記載のとおり、学識経験者が 6 名、関係団体者 5 名、一般公募者 2 名の計 13 人

で構成しております。

各委員様の委嘱状につきましては、恐縮ですが、座席の上に上げてご座いますので、お受け取り頂きたいと思います。

なお、本日は、「丹野委員」と「三住委員」から、所用により欠席との申出がありました事、ご報告させていただきます。

それでは、議題に入る前に、環境室長の三国から挨拶を兼ねまして、環境審議会の位置付けや、役割等について、説明をさせて頂きたいと思います。

< 三国 環境室長挨拶 >

事務局 藤 岡

今回は、委員の改選により、お互いに初めてお会いする方も大勢いらっしゃると思いますので、まず、事務局の方から、自己紹介をさせて頂きたいと思います。

< 事務局自己紹介 >

事務局 藤 岡

続きまして、近藤先生から、反時計回りで、自己紹介をお願いしたいと思います。

< 委員自己紹介 >

事務局 藤 岡

ありがとうございます。

こちらこそ宜しくお願い致します。

事務局 藤 岡

それでは、議事次第の 1) の会長、及び副会長の選出ですが、4 ページの、「石狩市環境審議会規則」 第 3 条に基づき、委員の互選となっておりますが、立候補、あるいは推薦という手法があるかと思いますが、まず、会長の選出について、どなたか、いらっしゃいますでしょうか。

近 藤 委 員

去年まで会長をさせて頂いていました近藤です。わたくし本務の方が忙しくなり、なかなか日程の調整が難しくなりましたので、できたら、私が会長の時、副会長をしていました乗木先生をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局 藤 岡

只今、乗木委員を会長に推薦する声がありましたが、皆様、宜しいでしょうか。

< 異議なし >

事務局 藤 岡

それでは、乗木委員を会長に選任いたします。乗木委員、よろしくお願い致します。
次に、副会長を選出したいと思いますが、どなたか、いらっしゃいますでしょうか。

長谷部 委 員

それでは大変僭越ですが、私から副会長に菅澤先生をご提案します。

事務局 藤 岡

只今、菅澤委員を副会長に推薦する声がありましたが、皆様、宜しいでしょうか。

< 異議なし >

事務局 藤 岡

それでは、菅澤委員を副会長に選任いたします。
菅澤委員、よろしくお願い致します。

事務局 藤 岡

それでは、これより先は、乗木会長が議事進行を取り進める事となります。
では、乗木会長よろしくお願い致します。

< 乗木会長 就任挨拶 >

乗 木 会 長

それでは、本日の議題であります、「これまでの審議経過について」の説明を、事務局からお願いします。

事務局 藤 岡

最初に、本日の説明は、事前に送付した資料に沿って説明させていただきますが、今後の審議会に関係してくるものもございますので、参考資料として、まず、本市の環境行政の根幹となる「第 2 期 石狩市環境基本計画」、次に、本市のごみ処理の長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」、次に、これらの環境施策の検証と、環境測定結果や、ごみ処理実績などの経年実績などを記載した、「石狩市環境白書」、それと現在、石狩湾新港地域で計画されている風力発電計画に係る、銭函風力開発の環境影響評価の「準備書」、①エコパワー、②北海

道グリーンファンド、③クリーンパワーインベストメントなど、環境影響評価の「方法書」、それと、北電のLNG火力発電計画の環境影響評価の「方法書」、最後に、厚田区で計画中の、厚田市民風力発電の「評価書」などを、参考資料としてご用意しておりますので、後ほど、ご一読頂ければと、思います。

それでは改めて、議題 2 の「これまでの審議経過について」5 ページの、資料-1 を基にご説明させていただきます。

石狩市環境審議会は、市の環境施策に関する諮問機関として、設置されており、近年、当審議会で、ご審議、及びご協議を頂いた内容についてですが、

- ・ 平成 22 年に、石狩市環境基本計画の改定について
- ・ 平成 23 年に、石狩市海浜植物等保護条例に基づく、新たな保護地区の指定について
- ・ 平成 23 年に、石狩市一般廃棄物処理基本計画の改定
- ・ 平成 23 年に、第 2 期 石狩市役所の事務・事業に関する実行計画の策定
- ・ 平成 24 年には、震災廃棄物の広域処理の協議を行ないましたが、最終的には、国の方針により受入不要となり、協議を終了しています。
- ・ 平成 25 年には、石狩市海浜植物等保護条例に基づく、新たな保護地区の追加指定も行いました。

保護地区の場所等については、6 ページに記載しており、昭和 53 年に河口地区、平成 24 年に聚富地区、今年 7 月には、海水浴場両側の親船・弁天地区を新たに指定している。

「自然ふれあい地区」は、自然とふれあいながら保護する地区として、人の立入は制限していないが、植生に影響を及ぼす植物採集を制限しています。

「生態系保護地区」は、生態を保護する地区として、人の立入の他、植物の採取の制限をしているほか、共通事項として、表に記載の制限内容となっています。

また、7 ページには環境室で所管している施設を記載しており、図面右側から、市のごみ処理施設、し尿処理施設である北石狩衛生センターが、海浜植物の保護・保全と、それらの情報発信拠点である「海浜植物保護センター」が、びん・缶・ペットボトルのリサイクルの他、リサイクル情報の拠点となる、リサイクルプラザが、図面中央にあります。

また、市域内で現在稼働している、風力発電の位置を青丸で表わしています。

5 ページに戻りますが、

- ・ 平成 24 年に、石狩市公害防止条例施行規則の改正
- ・ 銭函風力発電事業に係る意見書の提出について、ご審議頂いている。

また、報告事項として、

- ・ 石狩市環境白書について（毎年）

環境白書については、環境基本計画に基づく環境施策を、検証・評価するもので、大気、水質、騒音、振動、化学物質等の生活環境、自然環境、一般廃棄物などの経年実績などを記載しています。

- ・ 一般廃棄物処理実績について（毎年）

- ・平成 24 年度から実施した、本市のごみ処理計画である、「北石狩衛生センター長期包括委託について」(H23)
- ・詳細は、後ほど説明させていただきますが、「風力発電計画に係る意見書の提出について」(H24)などを昨年度報告させて頂いています。

次に、今後の当審議会の審議予定でございますが、石狩湾新港区域を含む石狩湾岸は、年間を通して、「最適な風況が見込まれること。」と、「大量消費地の札幌に近い。」などの理由から、風力発電の適地とされております。

それでは、スライドを、ご覧いただきたいと思います。現在、石狩湾新港地域では、

- ・エコパワーが陸上、及び洋上で、10,500 kW
- ・北海道グリーンファンドが陸上で、20,000 kW
- ・グリーンパワーインベストメントが洋上で、100,000 kW
- ・また、石狩市域ではありませんが、銭函風力開発が陸上で、30,000 kW

の風力発電計画が進めています。

風力発電事業に伴う、環境影響評価（環境アセスメント）については、従前、それぞれの事業者が、自主的に環境影響評価を行って参りましたが、平成 23 年に、「環境影響評価法」が改正により、昨年 10 月から風力発電施設も環境影響評価の対象となりました。この、法に基づき、環境影響評価については、後ほど宮原からご説明させていただきます。

乗 木 会 長

これまでのところで何かご質問はございませんか。

酒 井 委 員

既存風車についてご説明いただけませんか。

事務局 三 国

放水路にある 4 基のうち右岸側 1 基は、水門を開閉するための電力を供給するために開発局が設置したもので、左岸側 3 基が市民風車という形で北海道グリーンファンド系がそれぞれ NPO 法人や一般社団法人を作ってそれぞれ独立採算で行っています。規模は 1,500 kW と 1,650 kW の定格出力の風車となっています。海側と茨戸側の 2 基が平成 17 年、真中が平成 20 年に供用開始しています。

乗 木 会 長

他の環境関連施設についても何年から供用しているか教えてください。

事務局 藤 岡

北石狩衛生センターは、以前からありましたが、施設を更新し平成 6 年から現在の施設で供用を開始しています。石狩浜海浜植物保護センター、及びリサイクルプラザは、平成 12

年から供用を開始しています。

乗 木 会 長

それでは続けて事務局からご説明願います。

事務局 宮 原

環境影響評価について、添付資料の環境省で発行している、「環境アセスメント制度のあらまし」を基に、ご説明させていただきます。1 ページをご覧いただきたいと思います。

まず、環境アセスメントとは何か？と言う事ですが、道路や空港、ダムや発電所など、私たちの生活に必要な施設を作ることは重要です。

しかしながら、環境に重大な影響を与える可能性があることから、事業者自らが、環境影響について調査・予測・評価し、その結果を公表すると共に、一般市民や関係市町村などから意見を聞き、環境保全の観点から、より良い事業計画を作ろうとする制度です。

次に、2 ページには、我が国の環境アセスメント制度の経緯を、3 ページには、法律の目的と、平成 23 年度の法改正に伴い、経過措置を経て施行された事項については、下段の枠内に記載しているとおりですが、計画段階の「環境配慮書」手続き、環境保全措置等（報告書）手続きが創設され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

次に、4 ページには、「環境アセスメント」の対象となる事業を記載しております。

従前、「風力発電所」は、環境アセスメントの対象外でございましたが、近年、再生可能エネルギーへの転換から、風力発電の導入が進んでいる一方、「騒音や低周波」、「バードストライク」などが問題とされていることから、風力発電施設も、環境アセスメントの対象となりました。

5 ページには、対象事業の一覧が記載されており、風力発電は、表の中断に記載のとおり、1 種事業と 2 種事業があり、10,000 kW 以上の風力は、「第 1 種事業」として、必ずアセスを実施すること。7,500 kW～10,000 kW の風力については、「第 2 種事業」として、都道府県知事の意見を聞いた上で、アセスが必要か否か、主務大臣が判断する事となっています。

次に、6 ページの、環境アセスメントの手続きの流れ（フロー）について、ご説明させていただきます。

改正前は、事業の枠組みが決定してから、環境アセスメントを実施していたことから、「柔軟な対応が難しかった」と言う側面があります。

そこで、今回の法改正では、事業計画の早い段階から、事業の位置や、規模などに関する「複数案」の検討を行うと共に、地域の生活環境や、自然環境を良く知っている、地域住民を始め、専門家や、自治体等の意見を取り入れるなど、柔軟な対応を行い、その結果をまとめた図書、いわゆる「配慮書」の手続きが創設され、今年 4 月から施行されました。

次に、「対象事業の決定」でございますが、1 種事業については、アセスは必須ですが、

2 種事業については、事業内容と、都道府県知事の意見を聞いた上で、主務大臣（風力発電であれば「経済産業大臣」）が、アセス手続きが必要か否か判断をします。仮に、法アセスが必要で無い場合であっても、都道府県等が環境アセス条例を制定している場合は、その条例等に基づき、手続きを進める事となります。ちなみに北海道では、環境影響評価条例を制定しており、今年 10 月から 5,000 kW 以上の風力発電が該当する事となりました。

次に、「環境アセスメント方法の決定（スコーピング）」についてですが、この手続きは、環境影響評価の「方法書」と呼ばれており、事業者は、今後、どのような項目について、どのような方法で、調査・予測・評価するかを記載した、「方法書」を作成し、自治体の庁舎や、事業者の事務所等で、1 ヶ月間縦覧すると共に、誰でも見られるようにインターネット等で公表し、広く意見を求めます。（45 日間）また、事業者は、「方法書」の内容について理解を深めるため、説明会を開催し、環境保全の見地から意見を求めます。

その後、事業者は、縦覧、及び説明会で出された、意見に対する見解をまとめ、市町村長と都道府県知事に送付し、都道府県知事は、市町村長や、一般の方々から出された意見を踏まえ、事業者に対し意見書を提出します。

なお、今回の法改正で、主務大臣が助言をするに当たり、あらかじめ環境大臣の意見を聞かなければならないと規定されました。これらを踏まえて、方法書が決定します。

次に、「環境アセスメントの実施」についてですが、これは、前段の方法書に記載されている、調査項目、手法等に基づき、現地調査等を実施し、予測、評価し、事業に係る「環境保全対策」を、事業者は検討します。次に、「環境アセスメントの結果について意見を聞く手続」についてですが、この手続きは、環境影響評価の「準備書」と呼ばれており、事業者は、環境保全対策の検討結果を記載した、「準備書」を作成し、1 ヶ月間縦覧すると共に、誰でも見られるようにインターネット等で公表し、広く意見を求めます。（45 日間）また、事業者は、「準備書」の内容についての説明会を開催します。

その後、事業者は、縦覧、及び説明会で出された意見に対する見解をまとめ、市町村長と都道府県知事に送付し、都道府県知事は、市町村長や、一般の方々から提出された意見を踏まえ、事業者に対し意見書を提出します。

次に、事業者は、都道府県知事や、一般の方々の意見について検討し、必要に応じて、準備書の内容を見直した上で、「評価書」を作成します。

なお、作成された「評価書」について、環境大臣は必要により、免許等を行う者に対し意見します。

事業者は、出された意見書の内容を検討し、見直し、修正を行った上で、「評価書」を確定します。その後、事業者は、評価書が確定したことを公告し、自治体の庁舎や、事業者の事務所の他、インターネット等で、1 ヶ月間公表します。

法改正前は、これで手続きが「終了」となり、事業着手になりますが、法改正により、「工事中」や、「工事後に判明した環境状況」などを、図書にまとめて、報告、及び公表する「報

告書」の手続きが創設され、今年 4 月から施行となりました。

以上が、法改正に伴う、環境アセスメント手続きの流れでございます。

なお、今まで事業者が自主的に行ってきた、風力発電の環境影響評価ですが、法改正に伴い、どのような取扱いになるかを、ご説明させていただきます。

銭函風力開発（株）については、既に、自主アセスにより、「評価書」まで終了していることから、経済産業省との協議により、4 ページのフロー図の、「準備書」が終了した段階、「アセス結果の修正」の段階まで遡及し、以降の手続きを進める事になっております。

エコパワー、北海道グリーンファンド、グリーンパワーインベストメントの 3 案件に関しては、既に、自主アセスにより、「方法書」の縦覧や、市民説明会が終了していることから、経済産業省との協議により「方法書」の手続きは「終了した」と認められ、それ以降の、「調査・予測・評価」から進める事となっております。

乗 木 会 長

これまでにについて何かご質問はございますか。

菅 澤 副会長

道のアセスは、国のアセスの対象にならない時に初めて適応されるのでしょうか。

事務局 藤 岡

道条例に係るものというものは国の 1 種事業及び 2 種事業にかからない 5,000 kW ～ 7,500 kW までの部分が道条例に該当します。ただ、この部分に関しても対象となるかどうかどうかは、道の審議会に諮られアセス手続きが必要か否かが判断されます。

銭函風力について補足説明をいたしますと、この案件は自主アセスでは評価書まで終わったことになっていたが、法改正に伴う国の審議によって、準備書段階まで遡及されることとなりました。

菅 澤 副会長

他の方法書に関してですが、配慮書などに関する意見は出ていないが、自主的な手続きによって方法書として扱うことが認められているのですか。

事務局 藤 岡

はい。

菅 澤 副会長

では、この審議会では、石狩市長からの意見としていくつか出ていますが、これらは、この方法書に対する意見として考えてもいいのでしょうか。

事務局 藤 岡

法的にも事業者が、方法書に対する市町村の意見書を受け取ったことが認められています。
現在は、各業者が方法書に基づき調査・予測・評価についてそれぞれ行っているところです。

菅 澤 副会長

銭函に関しても意見聴取の対象となっているのですか？

事務局 三 国

銭函はもともと行政区域が石狩市に被っていませんが、近隣地域ということで、石狩市に対しても自主アセス段階での意見を求められました。資料 2 の方にも意見書を添付しており、後ほどご説明いたしますが、準備書段階に対する市の意見として提出しました。この議論についても当審議会に諮問しております。

乗 木 会 長

確認ですが、銭函以外の 3 社については、アセス手続き上、この審議会において何が必要とされるのでしょうか。

事務局 三 国

事業者は、方法書に基づき調査を行い、その結果及び、方法書段階では確定していなかった建設場所についても明記した準備書を作成します。その後、準備が整った事業者から準備書が提出されるので、この準備書に対して市町村意見が求められることになり、その際には本審議会を招集して頂き、ご議論して頂くこととなります。

乗 木 会 長

手続きに関して他に何かございませんでしょうか。
では、10 分ほど休憩に入りたいと思います。

< 休 憩 >

乗 木 会 長

それでは審議会を再開したいと思います。
引き続き事務局からご説明願います。

事務局 内 藤

私からは、昨年、市が提出しました、風力発電施設に関する意見書について、パワーポイントにて、ご説明させていただきます。

まず、銭函風力開発については、市の取扱いとして「準備書」相当書類に該当するとの判断から、当審議会の「諮問案件」として、昨年 8 月に、諮問し、現地を視察した上で、ご審議を頂いた上で、市としての意見書を、昨年 8 月 29 日に提出しております。

その意見書の内容については、

- ・事業対象地域である石狩砂丘海岸について

事業計画地は希少な海浜地であり、地形、植生の回復に努めるとしても、地域の自然環境への影響が懸念されることを明記。

- ・地形及び地質に係る環境影響の予測について

風車設置後、地表面の風況が変化し、基礎周辺の砂が風により浸食されることも想定されることから、調査、予測、評価の追加を検討すること。

- ・土地利用に関する事項、工事实施に係る工法について

基礎の工法等を限定したうえで、調査、予測、評価の追加を検討すること。

- ・土捨場の場所及び量について

発生した土砂の処理は、植生への影響が無いよう努めるとともに、荒廃した轍の回復等に使用し、可能な限り域内での活用に努めること。

- ・環境影響の総合評価、市民説明会・協議の場について

市は、不特定多数の市民を対象にした説明会の開催を事業者に要求し、その了解を得たものと理解していたが、未だ開催されていないため、改めて開催を要請。

以上、銭函風力開発環境アセスメント準備書への提出意見の概要です。資料とあわせてご確認ください。

乗 木 会 長

これについて何かご意見はございませんでしょうか。

引き続きご説明願います。

事務局 内 藤

次に、エコパワー、北海道グリーンファンド、グリーンパワーインベストメントの 3 案件については、取扱いとして、「方法書」であり、具体的な位置等が決定していないなどの理由から、審議会に諮らず、「報告事項」として、当審議会の有識者及び、鳥類や低周波の専門家の方々からご意見を伺ったうえで、昨年 9 月 25 日に市としても意見書を提出しております。

その意見書の内容については、まず、陸域に設置する場合は、

- ・自然海浜草原及び海岸林については、保全に努めていることから、対象地から除外すること。

海域に設置する場合は、

- ・設置に伴う潮流等の変化が、海底地形に及ぼす影響についての調査を追加すること。

共通事項として、

- ・動植物等、自然環境の保全について、

国等の指針や、他地域の事例を踏まえ調査予測することと、鳥類調査については十分な調査日数、回数を設け、年間を通じて実施すること。

- ・騒音、低周波等、生活環境について

国等の指針や、他地域の事例を踏まえ、調査・予測・評価すること。

特に、低周波音に関しては、季節ごとに風況が異なること等を考慮し、適切な時期、期間、調査地点数を設定すること。

- ・景観に関する調査について

近景、中景及び遠景について適切な調査地点を選定し調査すること。

以上、3 社、環境アセスメント方法書に対して提出した意見概要です。資料とあわせてご確認ください。

乗 木 会 長

只今、事務局から説明がありました、風力発電計画に伴う、意見書の提出についてであります。銭函風力については、昨年 8 月に環境審議会に諮問され、現地確認、及び協議を行った後、審議会としての「答申書」を提出しています。

「エコパワー」、「北海道グリーンファンド」、「グリーンパワーインベストメント」の方法書に関する意見については、取扱いとして、「諮問案件」ではありませんが、事務局から、審議会委員や専門家の意見を聞いた上で、市としての意見書を提出した旨の報告を受けております。

これら 4 社について何かご質問はございませんでしょうか。

では、LNG 火力発電所についてご説明願います。

事務局 内 藤

次に、石狩湾新港地域の小樽市銭函に北海道電力が計画している、LNG 火力発電所に対する意見書についてですが、実施区域は、この花畔埠頭のエリアになります。

3 期工事に分け事業を行い最終的には、ガスタービン発電機×3 基を設置し、合計出力 160 万 kW 程度の火力発電所を予定しています。

出力 15 万 kW 以上の火力発電所は、従前から環境影響評価法の対象事業であったため、環境影響評価法に基づき、方法書の縦覧および意見提出を行いました。

意見書は、当審議会の有識者からご意見を伺ったうえで、昨年 6 月 22 日に、資料 3 のとおりの北海道知事宛提出しております。

その意見書の内容については、

- ・環境影響評価の項目として選定しないとされた、「建設機械の稼働」及び「施設の稼働」にともなう騒音、振動についても、対象実施区域は騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域外ではあるが、新港地域における作業に伴う騒音・振動に対する苦情が寄せられた経緯があるため、評価されたいこと。

・水環境に関する項目について、取放水設備の形状、大きさが明示されていない段階では、環境影響評価の項目に選定しない根拠の是非が判断できないため、取放水設備の形状、大きさを明示されたいこと。

以上、北海道電力石狩湾新港発電所計画環境アセスメント方法書に関して提出した意見概要です。資料とあわせてご確認ください。

乗 木 会 長

ありがとうございます。

只今のご説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

近 藤 委 員

6 ページのフローチャート、方法書の所を見ますと、市町村意見を道が聞いて都道府県知事が意見を提出しますとありますので、石狩市の意見を伺った上で道が意見を提出することになり、石狩市の意見が全て反映されているかどうかは分からないということによろしいでしょうか。

事務局 藤 岡

市町村長の意見を伺った上での知事意見となりますので、どこまで反映されるかは判りません。

菅 澤 委 員

北電の事業を含め、それぞれタイムスケジュールとしては何年計画となっているのでしょうか。

事務局 藤 岡

北電については、稼働が平成 31 年というタイムスケジュールで動いており、現在、調査及び評価をしている段階で、その評価結果となる準備書が 10 月末か 11 月初めに市に提出される予定となっており、準備書が出された段階で、縦覧し意見を聴取するスケジュールとなっております。

なお、風力発電事業のスケジュールに関しましては、こちらでも把握していません。

菅 澤 副会長

震災、原発事故後、ニュース等で火力発電所のアセスを一部免除するような報道を読むことがあるのですが、これについて何か関連した情報はございませんか。

関係説明員 鍋 谷

報道にありました、環境アセスに関して、私どもが知る範囲では、免除というよりは、意

見聴取などの期間短縮と捉えています。

菅 澤 副会長

この石狩湾新港発電所計画も適応されるのですか。

関係説明員 鍋 谷

はい。当初 31 年に 1 号機稼働予定と聞いておりましたが、こういったアセス期間短縮などで 1 年ぐらい前倒しにしたい意向を聞いております。

乗 木 会 長

ご質問・ご意見等が無いようなので、次第の、「その他」として事務局からありますか。

事務局 藤 岡

それでは、その他としまして、鍋谷の方から厚田風力発電について説明させていただきます。

関係説明員 鍋 谷

<自己紹介>

その他といたしまして、私から厚田区小谷に計画が進められております風力発電の状況について、ご説明いたします。

お手元に先月開催された、住民説明会の際、事業者から配布された資料をお配りしておりますが、まず、4 ページに記載されております風車の概要ですが、建設場所につきましては、厚田区小谷の市有地「ふるさとの森予定地」、出力につきましては、当初、2,500 kW の風車 2 基、5,000 kW で計画されておりましたが、北電との系統連係協議の結果、最終的に 2,000 kW が 2 基、4,000 kW の出力となっております。予想発電量は年間 1,000 万 kW となっております。また、5 ページ、6 ページに記載されていますが、地域貢献として、収益の一部を市の環境保全事業を行う基金に寄付する考えが示されております。

今回の計画は、4,000 kW の出力であることから、国及び道の環境アセスの対象外ですが、事業者による自主アセスを実施しており、12 ページ以降に「景観」、「シャドーフリッカー」、「希少猛禽類」、「騒音・低周波」、「電波障害」の項目について、評価概要が記載されております。

この評価においては、環境側面への影響は少ないとの結果が出ております。

地域住民の方々には、これまで 3 回の住民説明会を開催し、環境への影響を懸念する意見や、一方で、今後のエネルギー需給のあり方や、厚田区の地域振興への貢献を踏まえ、事業に賛成する意見も多く出されました。

今後においては、地域協議会や町内会あるいは、ふるさとの森づくりの協議の中で、地域住民の方々に、当該事業へのコンセンサスを得ながら、とり進めていくこととしております。

私からは以上です。

会 長 乗 木

只今、事務局から、厚田市民風力発電の説明を受けましたが、厚田市民風力発電については、国の法律や、道条例に該当しない、出力 4,000 k w の風力発電と言うことです。

この件に関し、ご質問・ご意見等ございますか。

会 長 乗 木

事務局から、その他として何かありますか。

＜ 事務局から、議事録の記録、確定方法の説明 ＞
(全文記録 or 要約記録、確認・確定方法)

会 長 乗 木

事務局から、提案がありました、議事録の記録方法については、従前どおり全文記録、確認方法としては会長、副会長の 2 名で確認することで宜しいでしょうか。

＜ 異議なし ＞

会 長 乗 木

それでは、本日の環境審議会を終了させていただきます。

平成 25 年 9 月 24 日 議事録確認
石狩市環境審議会
会 長 乗木 新一郎

平成 25 年 9 月 25 日 議事録確認
石狩市環境審議会
副会長 菅澤 紀生